

## 令和 5 年度 事業計画（案）及び収支予算（案）について

## 1 事業計画（案）

## (1) 地域公共交通計画策定事業の実施

平成 28 年 3 月に策定した「日立市地域公共交通網形成計画」が、令和 6 年 3 月 31 日をもって計画期間満了となることに伴い、令和 4 年度に実施した調査事業での検証結果から抽出した課題を踏まえ、日立市が目指す公共交通ネットワークの将来像や基本方針、計画目標等を検討し、令和 6 年 3 月末の「日立市地域公共交通計画」の策定を目指す。

（参考）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、活性化再生法）

第六条 地域公共交通を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
- 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

※ 日立市では、活性化再生法第六条第二項に掲げる者をもって、既に日立市公共交通会議を構成しているため、当会議において地域公共交通計画の策定について協議を行う。

## (2) パートナーシップ事業の推進

## ア 地域、事業所、商業施設、学校等とのパートナーシップ事業の推進

市内 6 地区及び 4 事業所、茨城大学と締結しているパートナーシップ事業を推進し、公共交通の利便性向上を図るとともに、公共交通の維持確保における、地域や事業所等の役割の重要性を PR しながら、取組団体等の更なる拡充を目指す。

(ア) 待合場所、停留所の設置・環境整備の推進

(イ) 通勤時やお出かけの際の公共交通利用促進

(ウ) 待合場所提供等に係る協力要請（事業所等）

(エ) チラシ等の各種広報物の作成・配布等による、公共交通利用に対する意識啓発

## イ パートナーシップ協定締結地区の乗車促進活動支援

パートナーシップ事業に取り組んでいる各団体（諏訪学区、高鈴台団地、中丸団地、塙山学区、青葉台・堂平団地、山の神団地）に対し、乗車促進活動費用を助成する。

## ウ パートナーシップ推進協議会の開催

パートナーシップ事業に取り組む各地区団体の委員や事業所、商業施設等の代表者、交通事業者による情報交換の場を設定し、路線バス利用促進活動の更なる活性化を図る。

(3) 公共交通利用促進PRの推進

ノーマイカーデー、車ときどきバスなどの公共交通利用促進に係る各種啓発活動を実施する。

(4) その他

市の実情に応じた適切な旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項など、市の公共交通のあり方に関する協議事項が発生した場合は、協議を行う。

## 2 収支予算書（案）

### (1) 収入の部

（単位 円）

科 目	予 算 額		増 減 額 (a-b)	摘 要
	本年度(a)	前年度(b)		
1 補助金 1 補助金 1 補助金	17,470,000	5,050,000	12,420,000	市補助金
2 諸収入 1 諸収入 1 雑入	0	0	0	預金利子等
3 繰越金	8,000	8,000	0	
合 計	17,478,000	5,058,000	12,420,000	

### (2) 支出の部

（単位 円）

科 目	予 算 額		増 減 額 (a-b)	摘 要
	本年度(a)	前年度(b)		
1 運営費 2 事務費 1 事務費	208,000	208,000	0	収入印紙 2,000 円 振込手数料 11,600 円 会場使用料、消耗品等 194,400 円
2 事業費 1 事業費 1 事業費	17,270,000	4,850,000	12,420,000	地域公共交通計画策定業務委託 8,900,000 円 地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託 7,520,000 円 パートナーシップ協定締結地区乗車促進活動助成（諏訪学区、高鈴台団地、中丸団地、塙山学区、青葉台・堂平団地、山の神団地） 550,000 円 公共交通利用促進PR （再編・BRT、利用促進費） 300,000 円
合 計	17,478,000	5,058,000	12,420,000	